

武蔵台地区学校運営協議会要綱

令和2年9月9日 制定

〔沿革〕 令和2年11月4日

令和3年4月28日

令和4年3月16日

(目的)

第1条 この要綱は、日高市学校運営協議会規則（平成31年3月20日教委第1号。以下「教委規則」という。）第1条の規定に基づいて設置された武蔵台地区学校運営協議会（以下「協議会」という。）の地域密着の開かれた運営にするための必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 協議会は、保護者・地域住民・学校の三者が連携を深め、地域のニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、保護者や地域住民の学校運営への協力及び参画を促進し、次に掲げる三原則に基づく特色ある学校づくりに取り組むものとする。

- 一 地域コミュニティーの核となる共生型コミュニティー・スクールを作る。
- 二 保護者・地域住民・学校が教育にかかわる情報と課題並びに責任を共有する。
- 三 保護者・地域住民・学校が学校運営の改善と児童・生徒の健全育成のために協働する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。）第47条の5第4項から第7項までに規定する事項のほか、前条の取組を通じ、武蔵台地区の小学校（以下「武蔵台小」という。）及び中学校（以下「武蔵台中」という。）における次に掲げる事項を所掌する。

- 一 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すための必要な支援に関する事
- 二 小学校及び中学校において相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行うための必要な支援に関する事

(学校運営の基本方針の承認)

第4条 協議会は、武蔵台小校長及び武蔵台中校長が作成する学校運営の基本的な方針に関する説明を受け、適正と認めるときは、これを承認する。

2 前項の基本的な方針に関わる事項は、教育課程の編成その他教委規則で定める次に掲げる事項とする。

- 一 教育目標及び学校運営に関する事項
- 二 学校施設の管理に関する事項

3 協議会は、学校運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べるができる。

(職員の任用に関する意見)

第5条 協議会は、武蔵台小又は武蔵台中の職員の採用その他の任用に関し、教委規則で定める次の事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。

- 一 職員の採用、転任及び昇任に関する事項（特定の個人に関するものを除く。）

（組織）

第6条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者（武蔵台小PTA及び武蔵台中PTAの代表）
- 三 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 武蔵台小校長、武蔵台中校長
- 五 前4号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者（武蔵台公民館長等）

（任期）

第7条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は他の委員の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第8条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 協議会に副会長を置き、会長がこれを指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第9条 協議会の会議（オンライン会議を含む）は、会長が招集し、その議長となる。招集は、書面又は電子メールによって行う。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、会長宛に議事の委任状を提出した者は出席者とみなす。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し（委任状を含む）、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、会議の結果に関する情報を広く地域住民等に積極的に提供するよう努める。

（会議の書面表決等）

第10条 止むを得ない理由のため会議の開催が困難なときは、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって決議することができる。又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条第2項及び第3項の適用については、その委員は出席したものとみなす。

(会議の公開)

第11条 第9条に規定する会議は、公開する。ただし、会長が非公開情報を含むと認めた事項について審議を行うときは、この限りではない。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げてはならない。

(関係者の出席等)

第12条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

- 2 武蔵台小又は武蔵台中の職員は、会長の許可を得て、委員としての任命の有無に関わらず会議に出席し、業務に関する情報を提供し、又は意見を述べるができる。ただし、議決に加わることはできない。

(拡大協議会)

第13条 幅広い住民や団体等の参画を得て、地域学校協働活動を一体的に推進するため、協議会の中に拡大協議会を置き、その会議は、協議会の定例会議に兼ねて開催することが出来るものとする。拡大協議会の組織については別に定める。

(禁止行為)

第14条 委員は、職務上知り得た情報、個人情報、秘密の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 協議会の名誉をき損すること。
 - 二 協議会及び武蔵台小又は武蔵台中の運営に支障をきたす言動を行うこと。
 - 三 その他、委員としてふさわしくない非行を行うこと。

(事務局)

第15条 協議会に事務局を置く。

- 一 事務局は、会議の開催案内、運営、議事録の作成、広報等に関わる事務を行う。
- 二 事務局は、武蔵台小及び武蔵台中の教頭並びに教務がこれに当たる。
- 三 事務局長は、武蔵台中の教頭がこれに当たる。

(運営細則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、武蔵台地区学校運営協議会運営細則（以下「運営細則」という。）に定める。

(改正)

第17条 この要綱は、協議会の議決をもって改正することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月9日から施行する。

2 第6条第2項第四号の武蔵台公民館長は、当分の間、任命の有無に関わらず、委員として会議に出席する。また、第6条第1項の委員の数に算入しない。

附 則（令和2年11月4日改正 第2条第1項第三号関係）

1 この要綱は、令和2年11月4日から施行する。

附 則（令和3年4月28日改正 第6条第1項、第2項第四号、第五号及び第7条関係）

1 令和2年9月9日附則第2の適用は停止する。

2 この要綱は、令和3年4月28日から施行する。

付 則(令和4年3月16日改正 第9条に オンライン会議を含む を追加)

1 この要綱は、令和4年3月16日から施行する。